

知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会

(第1回)における主な意見

1. 国際標準化、知的財産権等の活用を通じた世界市場での売上増加

【国際標準化】

- 標準化を進めれば国際競争力が上がるわけではない。非常に難しい議論であり、注意が必要。
- 標準化の周辺技術の特許権で保護しないとリターンがない。現在の制度で保護できなければ見直すべき。
- 競争領域の知財創出保護と非競争領域の標準化の棲み分けはイノベーション戦略。本当に守るべきノウハウ領域も必要。どのように一本化するのか認識すべき。
- 技術を普及したいが、相手毎の異なるロイヤリティ設定は独禁法により難しい。この構造も議論すべき。
- 標準化を通じてパテントプールへ入り国際的に戦うことも重要。
- 携帯電話など過去の失敗事例を学び、日本の標準化戦略にいかすべき。
- 議長ができる人だけでなく、標準を書く人、知財と組み合わせて戦略が考えられる人も重要。
- 知財権と標準化の関係、標準化する上での知財権の位置づけについて整理すべき。

【世界特許システム】

- 特許制度の国際化も重要な論点。特許についても審査結果を相互に受け入れるという方向へ向けて日本がリードしていくべき。

2. 我が国の優れた技術を活かした世界に通用する新規産業の創出

【産学連携力の向上】

- 大学知財本部・大学TLOが全国各地に配置されているが、ほとんどの組織が経営的には厳しい状況。共通的な大学等支援機能を強化すべきではないか。
- 産業界、政府、ベンチャーキャピタルなどが集まって新しいものを生み出す場（プラットフォーム）としての機能を、大学等公的な機関が担うべき。
- 大学等において、アーリーステージの知的財産を適切に保護できるような体制が必要。
- 大学の研究成果の迅速な発表と特許出願を両立させるため、論文の様式でも出願可能な制度の導入、新規性喪失の例外の範囲の拡大等が必要。
- 民間から大学等に資金が入る際の障害となる金融に関する規制や税制を見直すべき。
- 大学の知は中小・ベンチャー企業に活用させるべきとの観点から、日本版バイ・ドールの在り方を見直すべきではないか。

【中小・ベンチャー企業の知的財産活用の促進】

- 中小企業はどのように特許をとったらいいのか、どのくらい料金がかかるのか不安。弁理士費用と特許庁に支払う料金とがパック化された出願支援制度を望む。
- 中小企業も今後海外へビジネス拡大する必要がある。海外での権利取得の支援だけでなく、海外での権利行使の支援も検討するべき。

【イノベーションインフラの整備】

- ライセンサーの対抗制度に関し、我が国の登録対抗制度は国際的スタンダードと異なっている。この問題に

正面から取り組むべき。

- 刑事訴訟手続で営業秘密が公開されてしまうという問題に対して、裁判公開の原則に留意しつつ、適切な法的措置を講じるべき。
- 特許庁と地方裁判所の両方で特許の有効性が争える制度は中小企業にとって不利ではないか。また、権利の安定性に係る問題は大企業にも共通する問題である。
- 現在見過ごされている製品の使い手であるユーザーが起こしているイノベーションを促進する策も論点とすべき。